

令和2年度(2020年度)  
港区食品衛生監視指導の実施結果

令和3年(2021年)6月  
港区みなと保健所

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

# 令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の概要

港区では食品衛生法等に基づき「令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導の実施結果」を作成しました。その概要は以下のとおりです。

## 1 食品衛生法に基づく監視指導件数

30,641軒の食品取扱施設に延べ10,188件の立入検査を実施しました。また港区内に本社が存在する食品の輸入販売者、食品製造者等に対しては、取扱い食品等に関して食品衛生法に基づき報告を求め、指導しました。

## 2 食品表示法に基づく監視件数

区内食品取扱事業所へ収去検査等で立ち入った際、食品表示法に基づき1,495件の監視を行いました。また、港区内に本社が存在する食品取扱事業者に対して、収去検査結果等をふまえ、必要に応じて食品表示法に基づき指導しました。

## 3 食品の収去検査

港区内に流通する食品を中心に61検体の食品を収去し、細菌検査や化学検査を実施しました。そのうち、細菌検査の結果、不適合と判断した食品は5検体でした。再収去や立入検査等により食品の取扱い状況を確認し、営業者に対し食品の衛生的な取扱いを行うよう指導しました。

## 4 食中毒調査

港区内では3件、患者数6人の食中毒事件が発生しました。原因物質はアニサキス、カンピロバクター、化学物質(次亜塩素酸ナトリウム)によるものがそれぞれ1件発生しました。また、調査を実施したものの食中毒と断定できなかった事例は19件で、37人を対象に調査しました。

## 5 不利益処分

食中毒の原因となった施設や食品衛生法に違反する食品の輸入販売者に対し、営業停止や違反食品の販売禁止等の不利益処分を4件行いました。また、不利益処分は行わなかったものの、違反食品等として、輸入販売者や食品製造者等を調査指導した件数は104件でした。

## 6 食品等の自主回収

異物混入や消費期限の誤表示等の理由で、食品の輸入・販売業者から13件の自主回収の報告を受けました。また、健康被害を発生させることはないものの、製品に不適切な点があったとして自主回収の報告があった件数は19件でした。

## 7 食品等に関する苦情・相談

食品への異物混入や、食品取扱施設の衛生状態等に関して172件の苦情を受け付けました。また、食品取扱事業者からは営業許可や表示の方法、食品添加物の使用方法等について、43,915件の相談が寄せられました。

## 8 食品衛生普及啓発事業

食品取扱事業者や一般消費者の方を対象に食品衛生講習会等を2回開催し、9人にご参加いただきました。また、広報みなとやケーブルテレビ、各種イベント等を通じ食品衛生情報を提供しました。

## 9 調理師・製菓衛生師免許

調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等において、申請者と東京都との間をつなぐ経由事務を行いました。

また、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書を配布しました。

## 令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導の実施結果

港区では令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導計画に基づき、食品等に起因する危害の発生を防止し、区民の食生活の安全・安心を確保するため、さまざまな事業を実施しました。

この度、その実施結果をまとめたのでお知らせします。

### 1 監視指導件数

飲食店、食品販売店、食品製造施設等、計30,641軒の施設に延べ10,188件の立入検査を実施し、食中毒の予防をはじめ、不正な添加物使用等の違反食品や異物混入等の発生の防止に重点を置いて、施設の衛生管理や食品の衛生的な取扱いについて監視指導を行いました。

#### (1)食品衛生法に規定する営業(詳細は別表1)

	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
令和2年度総数	22,815	3,086	1,894	2,780	9,295

#### (2)食品製造業等取締条例に規定する営業(詳細は別表2)

	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
令和2年度総数	2,401	288	152	313	789

#### (3)東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

	総数			
	施設数	認証・届出件数	廃止数	監視指導件数
令和2年度総数	1,161	113	153	103
ふぐ取扱所	458	29	60	70
ふぐ加工製品取扱所	703	84	93	33

(4)食品衛生法施行細則による報告業等

	施設数	新規報告数	廃業数	監視指導 件数
令和2年度総数	4,218	18	3	36
許可を要しない食品製造業	91	12	1	—
許可を要しない食品販売業	3,607	6	2	36
食器具包装おもちゃ製造又は販売業	104	—	—	—
添加物販売業	416	—	—	—

(5)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

	食鳥処理場認定小規模施設		届出食肉販売業施設	
	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
令和2年度総数	11	1	1	—

(6)路上営業者対策(再掲)

	監視指導件数
令和2年度総数	126

(7)港区かきの取扱い方法等に関する要綱による生食用かき取扱いの届出

	届出件数
令和2年度総数	174

(8)生食用食肉取扱施設(再掲)

	施設数	新規報告数	廃業数	監視指導 件数
令和2年度総数	64	8	6	6
飲食店営業	63	8	6	6
食肉販売業	1	—	—	—

## 2 食品表示法に基づく監視件数

平成27年度から施行された食品表示法に基づき、食品取扱事業者に対して計1,495件の監視を行いました。アレルギー物質及び添加物の表示適正化に重点を置き、収去検査結果等をふまえ指導しました。

		監視件数
令和2年度総数		1,495
加工食品		1,280
生鮮食品	農産物	61
	畜産物	80
	水産物	69
食品添加物		5

## 3 食品等の収去(※注1)検査

61検体の食品を収去し、細菌検査及び化学検査を実施しました。検査の結果、東京都の一斉収去検査成績に基づく措置等に不適合な食品については、再収去や立入調査等により食品の取扱い状況を確認し、営業者に対し食品の衛生的な取扱いを行うよう指導しました。食品の製造所が区外にある場合は、製造所を所管する自治体に検査結果を連絡し、衛生指導を依頼しました。

### 食品等の収去検査結果

月	収去品目	検査種別	検体数		法違反		不良・不適正		違反・不良等の内容
				輸入品(再掲)		輸入品(再掲)		輸入品(再掲)	
令和2年度総数			61	7	-	-	5	-	
6	テイクアウト弁当	細菌	16	-	-	-	3	-	一斉収去検査成績に基づく措置不適合
		化学	1	-	-	-	-	-	
7	路上弁当	細菌	18	-	-	-	2	-	一斉収去検査成績に基づく措置不適合
	清涼飲料水・調味料	化学	13	7	-	-	-	-	
	アイスクリーム類	細菌	13	-	-	-	-	-	

### 語句解説

※注1 収去(しゅうきょ)

食品衛生監視員が食品等を試験検査の目的で、販売店や食品製造施設、飲食店等から無償で持ち帰る事です。

## 4 食中毒調査

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設や原因食品等を究明するために細菌・ウイルス検査及び疫学調査等を実施し、事故の拡大防止を図るとともに、原因施設に対して再発防止のための衛生指導を行いました。また、原因施設に対し営業停止等の不利益処分を行った場合は、港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表しました。

区外に原因施設があっても、区内に関連施設がある場合並びに原因施設を利用した区民、在勤・在学者及び患者が区内にいる場合は、食中毒関連調査として検便等を含む疫学調査を行いました。

### (1) 港区内で発生した食中毒事件

No.	発生日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質
1	5月21日	不明	1	不明	アニサキス
2	7月19日	飲食店(一般)	1	令和2年7月19日に提供された水	化学物質 (次亜塩素酸ナトリウム)
3	12月13日	飲食店(一般)	4	令和2年12月10日に提供された食事 (加熱不十分な鶏肉料理を含む)	カンピロバクター
計			6		

### (2) 調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事件

区分	総数
調査件数	19
被調査人数	37

### (3) 食中毒関連調査

区分	総数
調査件数	58
被調査施設数	1,434
被調査人数	5,628



(4) 全都における食中毒発生件数及び患者数(参考)

年	件数	患者数
令和2年	114	3,359
令和元年	119	865
平成30年	185	1,917
平成29年	132	2,628
平成28年	136	2,309

(5) 保菌者検索事業(※注2)

	調査件数	被調査人数
令和2年度総数	10	7

語句解説

※注2 保菌者検索事業

腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関し、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散発患者の発生動向の調査を実施し、もって食中毒の未然防止並びに散発型集団発生食中毒の早期発見及び発生原因の究明を目的として実施しています。

## 5 不利益処分

食中毒が発生した場合、原因施設に対して営業停止等の措置を行い、事故の拡大防止を図りました。また、食品衛生法に違反する食品を発見した場合、原因や流通経路等を調査し、当該食品の販売禁止等を措置し違反食品の排除を図りました。これらの不利益処分を行った場合、港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表しました。

### (1)港区が行った食品衛生不利益処分

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	7月29日	飲食店営業	営業停止、 取扱改善命令	第6条第2号 第50条の2 第2項	食中毒患者の発生 (次亜塩素酸ナトリウ ム)	令和2年7月19日 に提供された水
2	10月8日	輸入販売業	販売禁止命令	第13条第2項	農薬(シベルメトリン) の使用基準超過	輸入果実 (生鮮マンゴー)
3	12月28日	飲食店営業	営業停止、 取扱改善命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター)	令和2年12月10日 に提供された食事 (加熱不十分な鶏 肉料理を含む)
4	1月8日	輸入販売業	販売禁止命令	第12条	指定外添加物 (TBHQ)の検出	輸入菓子 (ウェハース)

### (2)不利益処分は行わなかったものの違反食品等として調査した件数

区 分		件 数
国、自治体等からの調査依頼		39
区 内	収去・監視等により調査、指導	8
	苦情が発端で調査、指導	8
	営業者からの報告に基づき調査、指導	49
計		104

## 6 食品等の自主回収

平成16年11月1日から東京都食品安全条例に基づく「自主回収報告制度」が施行されました。この制度は、食品等の製造事業者等が食品衛生法違反や食品表示法違反、健康に悪影響を及ぼすおそれのあることに気づき、食品等を自主的に回収する場合に、管轄保健所を通じて東京都に報告し、その内容を東京都が公表する制度です。港区にもこの制度に基づき、報告が寄せられています。

食品等の自主回収情報は、東京都公式ホームページからご覧になれます。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jisyukaisyuu/jyouhou.htm>

1

また、東京都食品安全条例には該当しないものの、食品等の製造事業者等が自主回収を実施する場合にも報告を求め、東京都を通じて関連自治体に情報を提供しました。

### (1) 東京都食品安全条例に規定する自主回収報告制度に基づく報告

No.	報告日	業種	回収食品等	自主回収の理由
1	7月15日	食品輸入販売業	生鮮バナナ	金属片の混入
2	8月21日	食品輸入販売業	あたりめ	カビの発生
3	8月21日	食品販売業	イカ天	カビの発生
4	9月1日	食品販売業	クロテッドクリーム	微生物の発生
5	10月7日	食品輸入販売業	クラッカー	アレルギー表示(乳・小麦)の欠落
6	10月7日	食品輸入販売業	ビスケット	指定外添加物混入の恐れ
7	10月9日	食品販売業	乾燥煮豆	カビの発生
8	11月17日	食品輸入販売業	赤ワイン	カビの発生
9	1月27日	食品輸入販売業	チルドそうざい	カビの発生
10	1月29日	菓子製造業	焼菓子	アレルギー表示(乳)の欠落
11	2月5日	食品輸入販売業	チルドそうざい	カビの発生
12	3月11日	食品輸入販売業	清涼菓子	指定外添加物混入の恐れ
13	3月19日	食品輸入販売業	清涼菓子	指定外添加物混入の恐れ
令和2年度自主回収件数				13
令和元年度自主回収件数				11
平成30年度自主回収件数				9
平成29年度自主回収件数				12
平成28年度自主回収件数				14

(2)その他東京都自主回収報告制度に該当しない回収報告

年 度	件 数
令和2年度	19
令和元年度	10
平成30年度	12
平成29年度	9
平成28年度	14

## 7 食品等に関する苦情・相談

食品や食品取扱施設に関する苦情を受け付け、原因の調査究明を行ったほか、営業許可や食品の表示方法等に関する相談を受付けました。

また、営業許可に関する公的機関等からの各種照会に対する回答や港区情報公開条例に基づく情報公開を行いました。

(1)食品等に関する苦情

	総数	食品に異物混入	食品の腐敗・変敗 異味・異臭 カビ・変質	食品の安全性・表示	食品の取扱不良	施設の衛生	有症苦情	路上営業者	その他
令和2年度	176	29	10	3	18	14	63	4	35
令和元年度	271	48	9	11	27	31	89	7	49
平成30年度	229	39	14	2	33	29	82	2	28
平成29年度	249	52	12	3	28	26	93	10	25
平成28年度	327	52	27	7	24	42	135	5	35

(2)食品事業者等からの受付・相談

総数	許認可等の受付・相談	表示の相談	その他の相談
43,915	29,881	2,229	11,805

### (3)営業許可に関する照会

照会件数	対象施設数
301	634

### (4)情報公開請求実施状況

請求件数	対象施設数
58	240,165

## 8 食品衛生普及啓発事業

区民、食品取扱事業者を対象に講習会等を実施し食品衛生の普及啓発を図るとともに、質疑応答の場を設けて食品衛生に関する意見交換を行いました。

また、広報みなと、港区公式ホームページ等を通じて食品衛生情報を提供しました。

### (1)食品衛生普及啓発・意見交換

開催数	参加人数	形式		対象			
		講習会	その他	一般住民	食品関係者	地域団体	その他
2	9	2	-	-	9	-	-

### (2)講習会以外の普及啓発・意見交換

時期	事業名	主な内容
6月	令和元年度(2019年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和元年度(2019年度)港区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
6月	夏場の食品衛生	夏場の食中毒とその対策について、広報みなとに記事を掲載しました。
7-8月	港区食品衛生月間	区内掲示板のポスター掲示・電光掲示板・食品衛生パネル展示・懸垂幕・手洗い講座等による食中毒予防の普及啓発を行いました。
11月	令和3年(2021年)港区食中毒予防カレンダー	令和3年(2021年)港区食中毒予防カレンダーをみなと食品衛生協会と協力して作成しました。
11月	冬場の食品衛生	ノロウイルスの食中毒予防方法について、広報みなとに記事を掲載しました。
1月	令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導計画(案)の公表と意見募集	令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導計画(案)を公表し、意見を募集しました。

3月	令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導計画の公表	令和3年度(2021年度)港区食品衛生監視指導計画を公表しました。
通年	食品衛生推進員活動	みなと保健所が主催する各種食品衛生事業に協力していただきました。また、7月、1月には食品衛生推進員会議(書面開催)で行政との意見交換を行いました。
随時	食品衛生法違反者等の公表	不利益処分を実施した場合にその内容について港区公式ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板で公表しました。

## 9 調理師・製菓衛生師免許

年1回実施される、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書をみなと保健所、各総合支所の窓口で配布しました。また、調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等の経由事務を東京都との間で行いました。

### 調理師・製菓衛生師免許経由事務数

区 分	総 数
調理師	74
製菓衛生師	2

別表1 食品衛生法に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業	監視指導 件数
		新規	更新		
令和2年度総数	22,815	3,086	1,894	2,780	9,295
飲食店営業	15,652	1,752	1,239	1,997	6,333
喫茶店営業	1,912	117	182	350	373
菓子製造業	1,298	263	86	90	629
あん類製造業	2	—	—	—	—
アイスクリーム類製造業	137	19	14	20	88
乳処理業	—	—	—	—	—
特別牛乳搾取処理業	—	—	—	—	—
乳製品製造業	12	2	—	1	3
集乳業	—	—	—	—	—
乳類販売業	1,361	70	152	175	324
食肉処理業	21	1	3	1	6
食肉販売業	930	287	65	60	513
食肉製品製造業	8	2	—	1	2
魚介類販売業	706	123	58	51	350
魚介類競り売り営業	—	—	—	—	—
魚肉練り製品製造業	—	—	—	—	—
食品の冷凍又は冷蔵業	17	—	2	1	2
食品の放射線照射業	—	—	—	—	—
清涼飲料水製造業	3	—	1	—	1
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	—	—
冰雪製造業	86	—	69	—	74
冰雪販売業	7	—	1	—	2
食用油脂製造業	—	—	—	—	—
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—	—
みそ製造業	1	1	—	—	1
しょうゆ油製造業	1	1	—	—	1
ソース類製造業	8	3	—	1	3
酒類製造業	4	1	—	1	1
豆腐製造業	8	—	—	2	—
納豆製造業	—	—	—	—	—
麺類製造業	25	16	1	2	16
そうざい製造業	608	427	20	27	571
かん詰又はびん詰食品製造業	4	1	—	—	1
添加物製造業	4	—	1	—	1

別表2 食品製造業等取締条例に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業	監視指導 件数
		新規	更新		
令和2年度総数	2,401	288	152	313	789
行商(弁当等人力販売業)	138	26	25	19	126
行商(その他)	2	3		2	4
つけ物製造業	19	10	1	2	11
製菓材料等製造業	1	—	—	—	—
粉末食品製造業	2	—	—	—	—
そう菜半製品等製造業	6	—	1	—	2
調味料等製造業	47	15	2	6	20
魚介類加工業	8	—	—	1	—
液卵製造業	—	—	—	—	—
食料品等販売業	1,927	226	123	268	616
卵選別包装業者	2	—		—	—
給食施設	249	8		15	10



発行番号2021060-4211

**令和2年度(2020年度)港区食品衛生監視指導  
の実施結果**

令和3年(2021年)6月発行

【編集・発行】港区みなと保健所生活衛生課  
〒108-8315 港区三田1-4-10  
電話 03-6400-0047